

カルストの風



平成31年1月発行
美祿市学校事務共同実施会
じむだより 第54号
美東・秋芳グループ担当

あけましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願いたします。

今回のメインテーマは、「再任用」と「臨採教職員の年休の取扱い」です。平成29年の給与改定による手当額の変更も載せておりますので、どうぞご覧ください。

人事

あなたもいつかは再任用!?

今回は【常時勤務職員】(フルタイム)の概要について

- ☆ 趣旨・・・本格的な高齢社会の到来に対応し、高齢期(60歳代前半)の職員の長年培ってきた能力、経験を活用する。老齢厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることを踏まえ、60歳代前半の生活を雇用と年金の接続により支えていく。
- ☆ 対象者・・・定年退職者並びに定年前退職者で勤続25年以上かつ退職から5年以内の者で、定年年齢に達した者
- ☆ 任期・・・1年を超えない範囲内(通常 平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日まで)
- ☆ 勤務条件等・・・定年退職前の職員と同様の職務内容で、1週間につき**38時間45分**
- ☆ 給与・・・教諭等(教育(二)2級) **276,000円** 事務職員(行政3級) **259,700円**
期末・勤勉手当 6月1.05+12月1.2=年**2.25月分** 支給
※諸手当のうち生活関連手当、人材確保手当等は支給なし。(扶養・住居・へき地手当等)
- ☆ 服務等・・・服務・分限・懲戒・災害補償等は、定年退職前の職員と同じ扱い
- ☆ 福利厚生・・・共済組合 退職前と同様に短期給付あり・新「組合員証」発行・年金は原則停止
互助会 現職会員の資格有、現職中とほぼ同様の事業適用(貸付はNG)
- ☆ その他・・・児童手当は県からの認定・受給 退職手当は無し 雇用保険は適用

志願手続き・選考方法は?

- ①提出書類 山口県公立学校再任用教職員「**志願書**」(様式1) (例年11月中旬頃)
// 「**健康診断書**」(様式2) ※特に異常が認められない場合必要なし
- ②選考方法 提出書類・面接・勤務実績及び健康状態等に基づき行われる。
- ③結果通知 翌年2月中旬頃に文書で通知



平成29年の給与改定について ~平成30年4月1日から段階的に実施中~

* 扶養手当 *

☆ 配偶者に係る手当額を減額し、子に係る手当額を引上げ

	29年度		30年度		31年度以降
配偶者	13,000円	↘	10,000円	↘	6,500円
子	7,100円	↗	8,500円	↗	10,000円
	※11,000円	↘	10,000円	⇒	
父母等	6,500円	⇒	6,500円	⇒	6,500円
	※11,000円	↘	9,000円	↘	

※ 配偶者がいない場合の扶養親族1人目についての月額です。



「臨採」教職員の「年休」の取扱い

① 対象となる「臨採」教職員

山口県教委に臨時的任用教職員(常勤の学校職員に限る)として任用され、任用期間終了後1日ないし数日の間を空けて、再び臨時的任用教職員として山口県教委に任用された者。

② 変更内容

前回の任用において付与された休暇日数(この取扱いにより追加付与されたものを除く)を限度として、前回任用時の年休の残日数を当該任用の際に付与される休暇日数に追加して付与される。

③ 実施期日

平成30年4月1日～

(実施期日前に臨採教職員として任用され、1日ないし数日の間を空けて、実施期日以降に再び臨採教職員として任用される者も対象となる。) ※「数日」とは、9日以内のこと



【例】

任用期間 ① 4/1 ~ 11/25 年休付与日数 12日 年休残日数 (a)8日	任用期間 ② A 12/1 ~ 3/30 年休付与日数 (b)5日 年休使用日数 3日	任用期間 ③ B 4/1 ~ 9/30 年休付与日数 (c)10日		C 10/1 ~ 3/30 年休付与日数 (c)10日 → (d)18日
年休日数	(a)8日 + (b)5日 = 13日 (追加付与日数)	(b)5日 + (c)10日 = 15日 (追加付与日数)		(b)5日 + (d)18日 = 23日 (追加付与日数) ※ CはBからの通算

＜臨採職員・年次有給休暇付与日数＞

- 3月～4月未満 .. 5日
- 5月～6月未満 .. 8日
- 6月～7月未満 .. 10日
- 7月～8月未満 .. 12日
- 11月～12月未満 .. 18日



任用期間③において付与される追加の休暇日数は、前任用期間②の年休付与日数が限度となります。よって、任用期間③では、(b)5日が追加で付与されます。

任用期間③ 当初期間B ... 年休付与日数 ⇒ (c)10日 + (b)5日(追加付与分) = 15日

任用期間③ 更新期間C ... 年休付与日数 ⇒ (d)18日 + (b)5日(追加付与分) = 23日

※ 任用期間③のCは、当初の期間Bの満了日9/30と更新された期間Cの初日 10/1が引き続いているためBの期間と通算され、ひとつの任用期間(4/1～3/30)として取り扱われます。

新任事務職員のフレッシュ!! コメント

一年が経ちます。二年目は仕事をもっとスムーズに運ぶよう頑張ります。

淳美小 矢田菜月

もうじき成人。いろんな事に責任を持って取り組みたいです。

綾木小 木原亜望



豆知識 「お年玉と鏡餅」

大晦日に訪れた歳神は、人々に新たな生命力・福をもたらす。この生命力・福を「魂」といい、歳神によって与えられる魂なので「歳魂(としだま)」と言います。

さて、この歳魂を具現化したものが餅(それも丸い餅)。丸餅を神棚に祭り、歳神の霊力(歳魂)をその丸餅に得、これを家人一人ひとりに分け与えて食し、霊力を体に取り込むという考えがあり、これが「お年玉」の元ではないかと言われています。

鏡餅は、その神棚に祭った丸餅が始まり。その後いろんな縁起物を添えて今の形になりました。